

ペットは家族の一員です

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。最近、動物の無責任な飼い方などによる苦情やトラブルが増えています。周辺住民などに迷惑を掛けないうよう、責任を持って飼いましょう。



犬の登録と狂犬病注射

登録(生涯1度)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましょう。

犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは禁止されています。人への危害や農作物の被害の原因となりますので、犬の放し飼いは絶対にしないでください。

犬の散歩は

犬を散歩させるときは短い引き綱を付け、犬の急な動きを制御できる人が行いましょう。排せつ物やブラッシングで抜けた毛は飼い主の責任で必ず持ち帰りましょう。

犬にかまれないために

知らない犬に近づいたり、手を出したり、触れたりしないようにしましょう。

飼い犬が人をかんだとき(こう傷事故)は、飼い主が保健所に届けなければなりません。

猫は室内で飼う

猫は室内で飼いましょう。ふん尿害など、他人へ迷惑をかけることを防止でき、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

危険な動物の飼育は

サル・ヘビ・ワニなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。

また、動物が逃げ出すことのないように、施設の管理には十分注意してください。逃げた場合には、直ちに保健所・警察へ通報してください。

捨て犬・捨て猫は禁止

動物をみだりに捨てること、「動物の愛護及び管理に関する法律」により50万円以下の罰金に処することとされています。

捨て犬・捨て猫は保護されても、新しい飼い主が見つからない場合、最終的には処分されてしまいます。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。

どうしても犬や猫を飼えなくなったときは、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも絶対に捨てずに、印旛健康福祉センター成田支所、県動物愛護センターなどへ相談してください。

相談・手続きの窓口

- 犬の登録に関する手続き：環境衛生課(☎20・1531)
- こう傷事故の届け出：印旛保健所成田支所(☎26・7231)
- 犬猫の飼い主探しの相談・しつけ教室：県動物愛護センター(☎93・5711)・印旛保健所成田支所
- ペットに関する各種相談：千葉県動物保護管理協会(☎043・214・7814)・印旛保健所成田支所

※くわしくは各問い合わせ先へ。